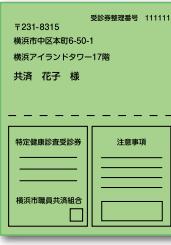


9. 予約方法 D 特定健診のみを受診する場合

一部の健診機関で、昨年度から予約方法が変更になっている場合があります。
下記の予約方法をご確認の上、ご予約をお願いします。

受診券が
届いた方が
対象だよ！



▲受診券イメージ

ステップ1 受診したい医療機関を決める

医療機関(かかりつけ医等)へ直接、「特定健診」が受診可能か確認してください。

- 特定健診実施機関は、当共済組合ホームページで確認できます。

URL <https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin>



→「特定健診(特定健康診査)(無料)」について

→特定健診(特定健康診査)実施機関一覧

当共済組合ホームページ



実施機関として掲載されても、受診券を利用できない場合があります。

予約時に、受診券を利用できるか必ず確認してください。

※当共済組合の指定健診機関(▶P2 参照)の場合は、次のとおりご予約ください。

- ▶P2 「特定健診」欄のマーク(○・■・×)をご確認ください。

○	▶P7 ③ の予約方法 A・B・C にて予約。 C の方法で、健診機関に直接予約した場合は、予約内容の登録が必要。
■	下記ステップ2・3の手順で予約・受診(予約内容の登録は不要)。
×	特定健診は実施していません。

ステップ2 医療機関へ直接予約する

受診したい医療機関に連絡し、次の2つを伝えてください。

- ①「横浜市職員共済組合」の組合員または被扶養者であること
 - ② 特定健康診査受診券を利用して「特定健診」を受診したいこと
- 医療機関から受診券の契約とりまとめ機関名を確認された場合は、
「集合契約Aと集合契約B」とお伝えください。

ステップ3 受診する

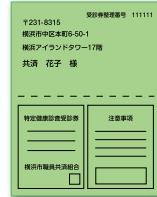
当日は必ず「特定健康診査受診券」と「保険証」をご持参ください。

受診券は、医療機関へ提出してください。

※受診する施設が対応している場合、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等により、保険証の提示が不要になることがあります。

対応状況は、各施設にお問い合わせください。

※保険証廃止後の対応は、当共済組合ホームページ等でご案内します。



受診券を紛失した場合は、再発行ができます。

申請方法は▶P18 よくある質問 Q20 をご確認ください。